

高島市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき執行した行政監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により公表する。

平成27年2月23日

高島市監査委員 井口 與嗣隆

高島市監査委員 山川 恒雄

# 行政監査の結果に関する報告書

## 第1 監査のテーマ

随意契約について

## 第2 監査の目的

地方公共団体が締結する契約は、一般競争入札が原則とされており、随意契約は、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の2第1項の各号に該当すると認められた場合にのみ実施できる例外的な契約方法である。

また、随意契約は競争入札に比べて手続きが簡略であること、契約の目的に適した相手を選定できることから、履行の確実性が確保しやすい等の利点がある一方、その運用を誤ると相手方の固定化、公平性、経済性の確保が懸念される。

そこで、本市の随意契約の現状を把握するとともに、随意契約に係る事務が高島市契約規則（以下「契約規則」という。）その他の法令に基づき適正かつ効率的に実施されているかについて検証することにより、契約事務の一層の公平性、適正性、透明性の確保を図り、円滑な運用に資することを目的として監査を実施するものである。

## 第3 監査の対象

平成25年4月から平成26年12月までに締結された一般会計、特別会計（公営企業を除く。）における契約のうち、随意契約により締結されたものを対象とする。

## 第4 監査の期間

平成26年12月15日から平成27年2月20日まで

## 第5 監査の着眼点

- 1 随意契約とした理由、根拠について、施行令第167条の2第1項のいずれの号に該当するか、適切に判断されているか。
- 2 一者随意契約を採用した場合に、妥当性を判断するに足りる適切な理由となっているか。
- 3 同一または類似の業務内容で、前年に引き続き継続して随意契約を締結する場合、業務の内容、範囲、効果、契約先等について必要な検証を行っているか。
- 4 適正な積算根拠に基づいて行われているか。安易に業者の見積りをそのまま採用するのではなく、見積書を精査するとともに、適正価格の検証がなされているか。

## 第6 監査の方法

- 1 監査の実施に当たっては、本市の随意契約の現状を把握するため、総務部契約検査課から契約内容、随意契約理由、契約の相手方および金額等を記載した一覧表ならびに関係資料の提出を求めるとともに、監査対象契約のうちから、土木上下水道部土木課、環境部環境政策課および教育委員会事務局学校教育課の3課が担当した76件の随意契約を抽出し、契約書、決裁文書、随意契約理由書、積算の根拠となる資料等の提出を求め、事前調査を実施した。

- ・抽出した契約
 

土木上下水道部土木課	27件
環境部環境政策課	30件
教育委員会事務局学校教育課	19件

2 監査委員による監査は、事前調査の結果を踏まえ、総務部契約検査課、土木上下水道部土木課、環境部環境政策課および教育委員会事務局学校教育課の関係職員と面接により実施した。

- ・実施日 平成27年1月30日（金）

## 第7 随意契約の状況

平成25年度の本市における契約締結状況（公営企業を除く。）を見ると、契約件数は1,875件であり、そのうち随意契約は1,512件と80.6%を占めている。さらに、単数の者より見積書を徴する一者（特命）随意契約は884件で全体の47.1%となっている。なお、契約検査課から提供された資料を基に、テーマごとに集計したものは、次のとおりである。

### 1 契約方法別件数

（単位：件、%）

契約方法 種類	総契約件数 A	随意契約件数		一者随意契約		プロポーザル	
		件数	割合 B	/件数 C	割合 C	/件数 D	割合 D
工事	365	232	63.6	86	23.6		
委託等	1,510	1,280	84.8	798	52.8	11	0.7
合計	1,875	1,512	80.6	884	47.1	11	0.6

### 2 部局別の契約状況

（単位：件）

契約方法 部局	工事			委託等		
	総件数	左のうち 随意契約	左のうち一者 随意契約	総件数	左のうち 随意契約	左のうち一者 随意契約
総務部	3	3	2	137	120	90
政策部	1	1	1	37	26	20
市民環境部	30	26	12	308	266	137
健康福祉部	26	14	1	347	330	274
産業経済部	94	52	20	96	79	70
土木交通部	89	55	41	160	112	95
上下水道部	38	26	1	38	21	11
会計課				3		
消防本部	4			37	23	13
議会事務局				2	2	1
教育委員会	80	55	8	344	300	87
農業委員会				1	1	
合計	365	232	86	1,510	1,280	798

※部局については、平成25年度の行政機構で表示しています。

### 3 随意契約とした根拠（施行令第167条の2第1項）

（単位：件、％）

根拠	種類		工事		委託等		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
第1号（少額随意契約）	189	81.5	729	57.0	918	60.7		
第2号（競争入札に適しない）	14	6.0	498	38.9	512	33.9		
第3号（福祉施設、団体等を優先する契約）			21	1.6	21	1.4		
第4号（新規事業分野の開拓事業者）								
第5号（緊急の必要）	29	12.5	32	2.5	61	4.0		
第6号（競争入札が不利）								
第7号（有利な価格で契約）								
第8号（入札者がいない）								
第9号（落札者が契約しない）								
合計	232	100.0	1,280	100.0	1,512	100.0		

随意契約を施行令第167条の2第1項の適用号数別に区分すると、第1号適用が918件（60.7％）と最も多く、次いで第2号適用512件（33.9％）となっている。また、平成25年度は、台風18号による災害復旧のため、第5号（緊急の必要によるもの）適用が61件（4.0％）と例年より多くなっている。

### 4 見積書の徴収状況について

（単位：件、％）

見積者数	適用号数	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	合計	構成比率
		工事	1者	45	12			29				
2者	8		1								9	3.9
3者	20		1								21	9.1
4者	13										13	5.6
5者以上	103										103	44.4
合計	189		14			29					232	100.0
委託等	1者	295	445	21		26					787	61.5
	2者	52	10								62	4.8
	3者	55	10			3					68	5.3
	4者	50	10			2					62	4.8
	5者以上	266	23			1					290	22.7
	見積なし	11									11	0.9
	合計	729	498	21		32					1,280	100.0

随意契約を見積者数別に区分すると、1者見積りが工事で86件（37.1％）、委託等で787件（61.5％）となっている。委託等の契約では、第1号（少額随意契約）適用契約729件のうち295件（40.5％）が1者見積りとなっており、このうち契約規則第25条第2号「代替性がないもの」を理由、根拠としているものが277件となっている。また、契約規則第26条（見積書の徴収省略）を適用しているものが11件となっている。

## 5 契約内容

(単位：件、%)

区分 契約内容	適用号数										市内業者		市外業者	
	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	合計	件数	割合	件数	割合
請負工事	189	14			29					232	202	87.1	30	12.9
物品購入	52	14			7					73	51	69.9	22	30.1
燃料購入	84	20								104	104	100.0		
リース・レンタル	19	4								23	13	56.5	10	43.5
清掃・剪定・除草等	106	20	15							141	141	100.0		
警備	41	11								52	29	55.8	23	44.2
設備機器等保守管理	80	39			1					120	49	40.8	71	59.2
消防設備保守	54									54	54	100.0		
電気工作物保安管理	76									76	76	100.0		
廃棄物収集・処分等	14	10			4					28	13	46.4	15	53.6
測量・設計	10				17					27	19	70.4	8	29.6
調査・研究・検査等	30	13								43	16	37.2	27	62.8
医療・福祉サービス	34	176								210	159	75.7	51	24.3
電算関係	26	43								69	1	1.5	68	98.6
除雪		57	1							58	58	100.0		
イベント・事業開催等	3	29								32	26	81.3	6	18.8
その他委託業務	101	61	5		3					170	127	74.7	43	25.3
合計	919	511	21		61					1,512	1,138	75.3	374	24.7

市内業者との契約は、1,138件(75.3%)、市外業者との契約は374件(24.7%)となっている。

医療・福祉サービス（予防接種・検診業務・介護サービス等）および除雪業務は第2号適用の割合が高く、その多くが市内業者との契約である。また、燃料購入、清掃等、消防設備保守および電気工作物保安管理はすべて市内業者と契約されている。

## 第8 監査の結果

監査の結果、随意契約に関する事務手続きについては、概ね適正に執行されていたが、次のとおり改善等を要する事項が見受けられたので、適切な措置を講じられたい。

なお、改善等の措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

### 1 公表について

随意契約は、競争（入札手続）というフィルターを経ずして、契約相手が選定されるものであるから、恣意に流れる恐れがあり、その情報を公表する必要性は高い。高島市建設工事等に係る入札および契約手続の公表に関する要領では、市が発注を予定する建設工事（設計金額130万円以上のもの）および建設工事に付随する委託業務

(設計金額100万円以上のもの)について公表することになっている。この要領に基づき公表すべき事項のうち、入札調書、入札結果等調書、入札参加資格者格付調書および建設工事等発注予定表は公表されていたが、随意契約理由書および変更契約理由書については、適切な公表がなされていない状況であった。契約検査課から各契約事務所管課へ適宜指導を行い、公表すべき契約にもれがないよう努められたい。

また、障害者支援施設等から物品を購入する場合やシルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、施行令第167条の2第1項第3号により随意契約をすることができるが、契約の原則である機会均等、透明性および公正性を確保するため、契約規則第23条の規定により、あらかじめ契約の発注見通しを公表するとともに、契約を締結する前にあっては契約の内容、契約の相手方の決定の方法、選定基準等を、また契約を締結した後にあっては契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等を、公表する必要があるが、本市では、この手続きが行われていなかったことから、適切な事務処理となるよう改善されたい。

## 2 随意契約とした理由、根拠について

随意契約のうち、1者より見積書を徴する一者随意契約が約6割を占めているが、一者随意契約をする場合においては、競争原理が働いておらず、「本当にその業者しかできないのか」「長期にわたって契約している金額が適正な価格なのか」等を担当部署で精査されていないように感じられた。随意契約の理由として「業務に精通し、実績が良好で信頼度が高いこと」を挙げるケースが多く見られるが、こうした理由だけでは客観的妥当性に欠けており、他者を排除しその一者を選定した具体的な理由を明確にする必要がある。

また、施行令第167条の2第1項第1号を適用している契約については、規則第22条で定める金額が基準となることから、事務の簡素化を図るという点で、概ね客観的妥当性が認められるのではないかと考えられる。しかし、第1号の額の範囲内の契約でも、一者随意契約まで認められているものではなく、1者からしか見積りを徴することができない場合は、その客観的な理由が必要である。

こうした観点から、随意契約理由書または決裁文書に記載されている適用号数と随意契約理由等を確認したところ、1者に限定した具体的・客観的な理由が不明確な事例、随意契約とした理由と適用号数との論点にずれがある事例、理由の基となる事実の検証が不十分な事例など、随意契約理由として記載されている説明が不十分で、妥当性が判然としないものが見受けられた。加えて、第1号適用契約で、1者見積りとする理由および契約規則第25条の根拠が決済文書に記載されていない事例も見受けられた。

本来、地方公共団体の契約は、競争の方法によることが原則であることを踏まえ、従来からの実績や専門性等を理由として、経費の比較も行わず、漫然と一者随意契約を継続するのではなく、市民に対し、より詳細な説明責任を負うとの認識を持ち、その執行の判断を厳格化し、個々の契約ごとに技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断した理由および経緯を説明できるものとなるよう努められたい。

### 3 プロポーザル方式について

プロポーザル方式とは、高度な創造性、技術力、専門的な技術や経験を必要とする業務について、複数の業者から企画提案や技術提案を提出させ、提案内容を審査し、企画内容や業務遂行能力が最も優れた者と契約を行う、随意契約の一手法である。地方公共団体の実施する業務の中には、単純な価格競争ではなく、民間等の有するアイデア、ノウハウを活用し、よりよい事業の構築が求められるものもあり、プロポーザル方式による契約には一定の意義が認められる。

しかし、プロポーザル方式によって契約された事業は、企画競争によるものであることから分かる通り、本来は、当該業者のみにしかなし得ないものではない。運用が恣意的になされると、本来は、競争入札によらなければならない業務が、形式的なプロポーザル審査を経ることによって安易に随意契約となることにもなりかねない。こうしたことから、プロポーザル方式についての全庁的な共通理解とともに、適正な契約事務の執行を図るため、プロポーザル方式の実施に関して、すみやかにガイドラインを作成するとともに、職員に周知されたい。

### 4 契約事務の運用基準の明確化について

施行令第167条の2第1項の号数の判断や契約相手方選定に係る要件の解釈等について、全庁的な共通理解が図れていない状況が見受けられた。本市では、詳細な事務手続きのマニュアルとして「契約事務の手引き」を作成し、契約手続きの適正化に努められているが、これに、他市で作成されている「随意契約ガイドライン」を参考にするなど、随意契約に係る法令の統一的な解釈や運用指針、事例等を追加することを検討されたい。

また、本市では、各担当課で締結された契約書の原本を契約検査課へ提出し、一括して保管することになっているが徹底されていなかった。

こうしたことから、契約検査課においては、入札、契約事務を総括する部署として、契約事務の運用指針および基準等を整理・明確化し、「契約事務の手引き」にまとめられるとともに、職員に周知し、適切な契約が遂行されるよう指導の徹底を図られたい。

### 5 まとめ

随意契約は、競争入札に付する手間を省き、特定の資産、信用、技術、経験等のある相手方を任意に選定することができるため、その運用が適切なものであれば、契約事務上の負担を軽減し、行政事務の効率化に寄与するという長所はあるものの、契約の相手方が固定化し、競争による経済性が確保できず、市にとって不利な条件の契約となるおそれがある。

今後、随意契約の締結にあたっては、技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等の検証を行うなど、安易な判断で随意契約が継続化しないような体形を確立し、法令等に基づいた適正な契約事務が行われるよう、全庁あげて適正な契約事務の執行に鋭意努められたい。